相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区春岡一丁目二八〇六番地、最後の住所名古屋市千種区若水二丁目三番一三号サンマンション千種公園Ｂ―七〇一
被相続人　亡　杉山　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日
事務所愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一六番三〇号丸の内魚住ビル四階久志本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小芝　範明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市春日丘一丁目五九四番地の四、最後の住所兵庫県宝塚市武庫川町五番一五―一〇〇四号　被相続人　亡　井上香代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日
兵庫県宝塚市伊子志三丁目一五番四九号
田中ビル二Ｆ
相続財産管理人　司法書士　菊山　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市中前田町六一番地、最後の住所兵庫県多可郡八千代町下村二八四番地の三
被相続人　亡　上月　希代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日
兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二
相続財産管理人　弁護士　丸尾　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区十日市町二丁目八八番地、最後の住所広島市中区基町二〇番一―六五八号
被相続人　亡　藤田　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日
事務所広島市南区段原南一丁目三番五三号
広島イーストビル三Ｆ
相続財産管理人　上垣　孝三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字辛島二三六番地、最後の住所北九州市戸畑区新川町二番一三号
被相続人　亡　辛島　冨香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日
北九州市小倉南区徳力三丁目一番一三号
相続財産管理人　司法書士　中村　淡衣

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を神奈川県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年二月十三日
一、住所　氏名　神奈川県中郡大磯町生沢九四六
竹内　治雄
営業保証金額　金二万円

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成三十年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成三十年二月十三日
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町六四六　近畿印刷工業厚生年金基金
代表清算人　瀧本　正明

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業
㈡　登録番号　観光庁長官登録行業第一八五二号
㈢　商号　株式会社グリーンツアー
㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社グリーンツアー　東京都豊島区南池袋二―四―三　宝来ビルＢ一階　代表取締役　金　鐘勲
㈤　主たる営所の所在地　東京都豊島区南池袋二―四―三　宝来ビルＢ一階
㈥　旅行業の登録年月日　平成二年二月二日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成三十年一月九日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成三十年二月十三日
東京都港区赤坂四丁目二番一九号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

第３期決算公告

平成30年２月13日
東京都渋谷区東１―32―12渋谷プロパティータワー９Ｆ
USEN Business Design株式会社
代表取締役社長　髙木　謙充

貸借対照表の要旨　（平成29年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	198,011	流動負債	80,745
固定資産	31,195	賞与引当金	2,760
		キャッシュバック引当金	11,245
		その他	66,740
		株主資本	148,461
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	78,461
		その他利益剰余金	78,461
		（うち当期純利益）	(23,542)
資産合計	229,207	負債・純資産合計	229,207

第44期決算公告

平成30年２月13日
仙台市宮城野区扇町七丁目４番15号
東北鋼管株式会社
代表取締役　谷川　徹

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	146,796	流動負債	142,654
固定資産	48,101	賞与引当金	1,080
		固定負債	80,000
		株主資本	△27,757
		資本金	49,500
		資本剰余金	9,500
		資本準備金	9,500
		利益剰余金	△86,757
		利益準備金	1,710
		その他利益剰余金	△88,467
		（うち当期純利益）	(13,206)
資産合計	194,897	負債・純資産合計	194,897